

令和2年5月7日

保護者様

大東市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に係る5月11日以降の全校園臨時休業措置について

平素は、本市教育活動にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

標記については、5月7日（木）から5月10日（日）の期間、臨時休業措置の延長についてお知らせしたところです。

この度、5月11日（月）以降の臨時休業措置について、大阪府教育委員会より新たに要請がありました。今回の臨時休業期間においては、登校日の設定が示されており、「児童生徒の心身の状況の把握とその対応」「生活や学習の状況を把握するとともに、学習課題の提示や確認等を行うこと」が目的とされております。

つきましては、本市においても要請に基づくとともに、子どもたちの命、安全を第一に考え、市内全幼・小・中学校園において下記の対応をいたします。

新型コロナウイルス感染症の対応については、日々状況が変化しているため、今後も文部科学省及び大阪府教育庁より、必要に応じて最新の情報や追加的な留意事項の提供あるいは再度の要請等の可能性もあり、対応を変更することもあります。

新型コロナウイルス感染症を理由としたものはもとより、差別や偏見、いじめは決して許されるものではありません。正しい知識や情報をもとに、冷静に行動することが大切です。

保護者の皆様におかれましては、今回の措置につきまして、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。6月以降の学校園再開に向けてできる限りの取組みを進めてまいります。

記

1. 臨時休業期間 令和2年5月11日（月）～5月31日（日）
※臨時休業の期間や範囲等については、国の緊急事態宣言や府域の感染状況により、今後変更の可能性もあります。
2. 対 象 市内全校園園児・児童・生徒
3. 登校日の設定について
学校の実情に応じて、3つの条件（「換気が悪い」「多くの人が密集」「近距離での会話や発

声、高唱」)が発生する場を避けるなど、感染予防策を講じたうえで、**分散登校日(給食は実施しません)**を設けます。

設定頻度については、学校再開に向けて段階的に増やしていくこととし、

- ・ 5月11日(月)の週においては、分散登校日を1回
- ・ 5月18日(月)以降の週においては、分散登校日を2回程度

設定してまいります。日時等については各校よりお知らせいたします。

なお、登校前には、家庭での検温をお願いいたします。風邪の症状や発熱がある場合や強いだるさや息苦しさがある場合、あるいは感染症に不安がある場合は、無理に登校しないようにしてください。また、原則、自宅を出る時点から帰宅するまでマスクの着用をお願いいたします。

※人の密度を下げることには限界があり、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることがあることから、飛沫を飛ばさないよう、マスクを装着することが望ましいと考えております。そのうえで、各家庭が市販のマスクを入手することが困難な状況も続いていることから、「マスクの作り方」(文部科学省ホームページ「子どもの学び応援サイト」内)による作製・使用についてもよろしくをお願いいたします。

4. 留意事項

(1) 臨時休業期間中の家庭での過ごし方について

○上記期間については、引き続き不要不急の外出を控えるようにしてください。また、帰宅した際は、手洗いうがいを励行するようお願いいたします。

○毎朝の検温など、園児・児童・生徒が健康管理を意識できるようにしてください。

○免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけてください。

○家庭での学習については、各校より示される課題等について計画的に取り組み、自学自習を行うようにしてください。

※感染及び濃厚接触が確認された場合は、学校園へ報告をお願いいたします。

(2) 子どもの居場所の確保について

- ・小学校で実施しておりました子どもの居場所の確保については、4月15日以降、現時点では取りやめております。今後、実施する場合については別途改めてお知らせいたします。

5. その他

臨時休業期間中の各種対応については、今後の情報等をふまえて市教育委員会として、随時、学校園へ通知します。その際は、各校のホームページや一斉連絡メール、あるいは各家庭への配付物のポストイン、個別に電話を活用する等により家庭へ連絡します。家庭訪問については、感染拡大を考慮しつつ、必要最小限といたします。